

大総務第56号
令和6年8月20日

大阪市外郭団体評価委員会
委員長 堀野 桂子 様

大阪市長 横山 英幸
(担当：総務局行政部総務課法人グループ)

諮問書

大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例（平成25年大阪市条例第10号）第7条第1項に規定する外郭団体である大阪市住宅供給公社による中期目標の期間を通じた経営評価（財務運営の実績）の結果及び所管所属である大阪市都市整備局による大阪市外郭団体の事業経営の評価等に関する指針を定める規程第6条第2項第2号ウの規定に基づく当該経営評価の審査の結果について、同条例第7条第4項の規定に基づき、別紙により諮問します。

令和5年度 事業経営評価

団体名	大阪市住宅供給公社				所管所属名	都市整備局	
中期目標	中期目標期間						
	令和2年4月1日から令和6年3月31日までの4年間						
●最終年度【中期目標の期間を通じた評価】							
財務運営の実績に関する評価(財務運営に関する事項)							
中期計画達成状況	指標Ⅰ	実収入率					
		R2	R3	R4	R5【最終】		
	目標値	90.0%	90.0%	90.0%	90.0%		
	実績値	91.8%	91.3%	91.1%	91.7%		
	指標Ⅱ	収納率					
		R2	R3	R4	R5【最終】		
	目標値	99.52%	99.65%	99.65%	99.65%		
	実績値	99.66%	99.70%	99.71%	99.74%		
	指標Ⅲ	有利子負債残高の縮減					
		R2	R3	R4	R5【最終】		
目標値	46,448百万円	49,256百万円	48,248百万円	47,230百万円			
実績値	50,250百万円	49,254百万円	48,248百万円	47,230百万円			
外郭団体の自己評価	中期計画の目標達成状況【中期計画期間】				ア	ア：達成 イ：未達成	
	中期計画に定めた指標及び目標に基づく評価並びに当該評価を踏まえた団体の総合的な評価 指標Ⅰ「実収入率」については、効果的な入居促進策を適切に実施し、空戸欠損金の抑制及び入居対策費の節減に取り組んだことで、計画期間中のすべての年度において目標を上回ることができた。 指標Ⅱ「収納率」については、家賃等保証制度を積極的に進めるとともに、初期滞納のうちに毎月の電話や文書での督促に加え、強化月間を定めて休日督促を実施し、滞納者が支払困難となる状況を未然に防ぐことで、計画期間中のすべての年度において目標を上回ることができた。 指標Ⅲ「有利子負債残高の縮減」については、令和2年度に借入金の償還計画を変更し、令和3年4月に中期計画の変更を行った。変更後の中期計画に基づき、着実に定期償還を行うことにより、計画期間終了時点での目標を達成することができた。						
専門家の評価	公認会計士、税理士その他の財務に関する専門的な知識及び経験を有する者の意見 指標Ⅰ～Ⅱについての数値の根拠は、会計データと照合した結果正しいものであると認められたことから、計画期間中における各年度の目標を達成していると認められる。 指標Ⅲについては、令和2年度は償還計画の変更のため未達成であったが、令和3年4月に中期計画の変更を行ったことによりその後の各年度においては目標を達成していることから、自己評価は妥当なものとする。						
市の審査	中期計画の目標達成状況【中期計画期間】				ア	ア：達成 イ：未達成	
	「外郭団体の自己評価」に対する審査結果 指標Ⅰ・指標Ⅱについては、計画期間のすべての年度で目標を達成している。指標Ⅲについては、令和2年度に実施した借入金の償還計画の変更に伴い令和3年4月に中期計画の変更がなされている。当指標の計画期間終了時点における実績は変更後の目標を計画どおりに達成しており、団体の自己評価は妥当なものとする。						
市の評価	中期計画に定めた指標及び目標に基づく評価並びに当該評価を踏まえた本市の総合的な評価 公社賃貸住宅の効率的な活用（指標Ⅰ）、家賃収入の安定的な確保（指標Ⅱ）、有利子負債残高の確実な縮減（指標Ⅲ）のいずれの指標においても目標を達成しており、対象事業活動を安定的かつ継続的に行うことができる財政基盤の確保は適切になされていると評価できる。引き続き、新たな中期目標の達成へ向けて効果的に事業活動へ取り組むことができるよう、財政基盤の確保に努められたい。						
	助言等及び講ずるよう求めた措置の内容【大阪市外郭団体等への関与及び監理に関する条例第7条第5項】（※必要な場合のみ）						